

奈良市公報

号外第19号

平成20年 8月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

○奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 1
- 奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱…………… 2
- 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示…………… 3
- 道路の位置指定（2件）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自動車の処分等…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 奈良市開発指導要領の一部を改正する告示…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 14
- 土地改良事業の計画の概要（2件）…………… 14
- 奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱…………… 14
- 平成20年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算等の要領…………… 23
- 予防接種の実施の一部改正…………… 25

監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…25
- 包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知…26

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 26
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（3件）…………… 26

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 27

正 誤

- 正誤表…………… 27

規 則

奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第47号

奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市青少年問題協議会条例施行規則（昭和40年奈良市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課」を「青少年指導課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成20年 5月28日揭示済）

告 示

奈良市告示第299号

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 5月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市つどいの広場事業実施要綱（平成19年奈良市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「交流及び集いの場の提供」を「交流の場の提供及び交流の促進」に改め、同条第2号中「子育て」を「子育て等」に、同条第4号中「講習」を「講習等」に改める。

第5条中「場所で」を「拠点となる場所を定めて」に改め、同条第2号中「10組以上」を「10組」に改める。

第7条第1項中「相当の」を削り、「有する者（以下「子育てアドバイザー」という。）」を「有する専任の者（非常勤の者も可とする。）」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条中「子育てアドバイザー及びボランティアスタッフ」及び「これらの者」を「職員」に改める。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。
（地域の子育て力を高める取組の実施）

第9条 社会福祉法人等は、第4条各号に掲げる事業のほか、地域の子育て力を高めることを目的とした次に掲げる取組について、積極的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 中・高校生、大学生等ボランティアの日常的な受入れ及び養成を行う取組
- (2) 地域の高齢者、異年齢児童等との世代間の交流を継続的に実施する取組

- (3) 父親サークルの育成等父親の子育てに関するグループ作りを促進する継続的な取組
- (4) 公民館、公園等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組
(出張ひろばの実施)

第10条 社会福祉法人等は、第4条各号に掲げる事業のほか、地域のニーズ及び実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、第4条各号に掲げる事業と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めるものとする。

- 2 出張ひろばの開設日数は週1日又は2日とし、開設時間は1日5時間以上とする。
- 3 出張ひろばの実施に当たっては、第7条に規定する職員1人以上が出張ひろばの職員を兼務しなければならない。
- 4 出張ひろばの実施場所は、子育て親子のニーズ及び利便性等に十分配慮し、地域の実情に応じて、開設後に変更することができるものとする。
- 5 その他出張ひろばの実施に当たっての要件等については、事業と同様とする。

附 則

この告示は、平成20年5月16日から施行し、この告示による改正後の奈良市つどいの広場事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年5月16日揭示済)

奈良市告示第300号

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱を次のように定める。

平成20年5月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成16年奈良市告示第444号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存の子育てネットワーク、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に向いて地域支援活動を展開する地域子育て支援センター事業(以下「事業」という。)を実施することにより、地域の子育て支援機能の充実を図って子育ての不安感等を緩和し、もって子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する主に乳幼児(おおむね3歳未満の者をいう。以下同じ。)を養育する親と当該乳幼児(以下「子育て親子」という。)
- (2) 市内に住所を有する子育てに関心がある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(事業の実施)

第3条 事業は、市において直営で実施するほか、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人に委託して実施するものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 公民館、公園等の公共施設等に向いて行う子育て親子の交流の場の提供、交流を深める取組、子育てサークルへの援助等の地域支援活動の実施(より重点的な支援が必要であると判断される場合には、支援を必要とする家庭への訪問等関係機関との連携、協力による支援の実施)

(実施場所)

第5条 事業は、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的、継続的な事業の実施が可能な場所で実施するものとする。

(実施時間及び実施日)

第6条 直営で実施する事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとし、委託での事業の実施時間は、1日5時間以上とする。

2 直営で実施する事業の実施日は、原則として、週5日以上とする。ただし、次に掲げる日には、事業を実施しない。

- (1) 日曜日及び火曜日
- (2) 国民の祝日(火曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日(日曜日、火曜日又は水曜日に当たる日を除く。)
- (4) 12月26日から翌年1月5日まで

3 委託で実施する事業の実施は、原則として週5日以上とする。ただし、次に掲げる日には、事業を実施しない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日(日曜日に当たる日を除く。)
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

4 前3項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、事業の実施時間及び実施日を変更することがある。

(職員の配置)

第7条 事業を実施する施設には、育児及び保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者で、地域の子育て事情に精通した専任のもの(非常勤の者も可とする。)を2人以上配置するものとする。

(守秘義務)

第8条 前条の職員は、利用者の相談内容及び業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員が、その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、直営で実施する事業の内容は、平成21年度までの間、次に掲げるとおりとする。

- (1) 育児不安等についての相談指導
- (2) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成及び支援
- (3) 地域の保育資源の情報提供等

(平成20年5月16日揭示済)

奈良市告示第301号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年5月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱

第1条中「母子家庭高等技能訓練促進費」を「、高等技能訓練促進費」に、「、受講」を「受講」に、「図り」を「図るとともに、養成機関への入学時における負担を考慮して入学支援修了一時金(以下「一時金」という。)を交付し」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「訓練促進費」の次に「及び一時金(以下これらを「訓練促進費等」という。))」を加え、「市内に」を「養成機関(通信教育を含む。以下同じ。)において修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後の日(一時金の交付を受けようとする者にとっては、養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。))において、市内に」に改め、同条第2号中「課程」を「カリキュラム」に改め、同条第4号中「過去」を「訓練促進費の交付を受けようとする者にとっては、過去」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 一時金の交付を受けようとする者にとっては、過去に一時金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条中「訓練促進費」を「訓練促進費等」に改める。

第4条の見出しを「(訓練促進費の交付対象期間)」に改め、同条中「修業期間の最後」を「修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後の残り」に改める。

第5条を次のように改める。

(交付額)

第5条 訓練促進費等の交付額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 訓練促進費 次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者に係る訓練促進費の交付の請求をする月の属する年度(4月から7月までに訓練促進費の交付を請求する場合には、前年度)分の市町村民税(特別区民税を含むものとし、分離課税に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法(昭和25年法律第226号)の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額103,000円

イ ア以外の者 月額55,000円

- (2) 一時金 次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 対象者及び対象者と同一の世帯に属する者に係る修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の市町村民税が課されない者 50,000円

イ ア以外の者 25,000円

第6条中「訓練促進費」を「訓練促進費等」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「者」を「対象者」に、「母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」に、「第1号及び第2号」を「第1号から第3号まで」に改め、同項第1号中「申請者」を「対象者」に、「児童」を「扶養している児童」に、「世帯」を「これらの者の属する世帯」に改め、同項第2号中「申請者」を「対象者」に改め、「限る」の次に「。次項第2号において同じ」を加え、「所得証明書」を「所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村民長(特別区の区長を含む。次項第2号において同じ。)の証明書」に改め、同項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第5条第1号アに該当する者にとっては、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他対象者が第5条第1号アに該当することを証する書類

第7条第2項中「前項に規定する」を「第1項の規定による訓練促進費の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 一時金の交付を受けようとする対象者は、母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類は、その事実を公簿等によ

て確認することができる場合は、省略することができる。
(1) 対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

(2) 対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月の場合にあっては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

(3) 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

(4) 第5条第2号アに該当する者にあっては、対象者及び対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他対象者が第5条第2号アに該当することを証する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

(5) 修業していた養成機関の長が発行する修了を証明する書類

第7条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による一時金の申請は、修了日を経過した日以後に行うものとし、市長がやむを得ないと認める場合を除き、修了日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

第8条第1項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、「第1号様式（第7条関係）」

母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書

「第1号様式（第7条関係）」

母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書

「母子家庭高等技能訓練促進費の」を「高等技能訓練促進費の」に、「ある ・ ない」を「（ある ・ ない）」に、

(2) 児童扶養手当証書の写し（「③児童扶養手当の受給の証明」欄に市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印する場合は、添付する必要はありません。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得証明書

(3) 申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

(4) 申請時に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等

「(2) 児童扶養手当証書の写し（「③児童扶養手当の受給の証明」欄に市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印する場合は、添付する必要はありません。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

(3) 市町村民税非課税世帯にあっては、その事実を証する書類（請求月の属する年度（4月から7月までの間に請求する場合には、前年度）の状況を証するもの）

(4) 申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

(5) 申請時に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等

改め、同様式に次のように加える。

「母子家庭高等技能訓練促進費交付決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付決定通知書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費不交付決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等不交付決定通知書」に改める。

第9条第2項中「10日までに母子家庭高等技能訓練促進費交付請求書」を「20日までに母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 一時金の交付を受けようとする者は、一時金の交付の決定を受けた後速やかに、母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書により一時金の交付を請求しなければならない。

第10条中「母子家庭の母が」を「対象者（以下「訓練促進費受給者」という。）が」に、「当該母子家庭の母」を「訓練促進費受給者」に改める。

第11条の見出しを「（受給資格喪失の届出等）」に改め、同条中「訓練促進費の交付を受けている者」を「訓練促進費等受給者」に改め、「該当しなくなったとき」の次に「又は訓練促進費受給者若しくは訓練促進費受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（訓練促進費受給者の扶養義務者で訓練促進費受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったとき」を加え、「母子家庭高等技能訓練促進費受給資格喪失届」を「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失等届」に改める。

第12条中「訓練促進費の交付を受けた者」を「訓練促進費受給者」に改める。

第13条中「訓練促進費」を「訓練促進費等」に改める。

別記第1号様式中

を
」
に、
」
を
」
に
」

(入学支援修了一時金用)

母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者

住 所	(〒 -)
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	
電 話	() -

入学支援修了一時金の交付を受けたいので次のとおり申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

① 過去の受給の有無	過去に入学支援修了一時金を受けたことが (ある ・ ない)			
② 養成機関 及び 修業内容	養成機関名			
	所在地		電話 () -	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間 ・ 夜間
	修業 している資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・ ()		
③ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) 印			
備考				

(注)

- 1 申請は、修了日の翌日から起算して30日以内に行えます。
- 2 申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明するもの）及び世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明するもの）
 - (2) 児童扶養手当証書の写し（「③児童扶養手当の受給の証明」欄に市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印する場合は、添付する必要はありません。）又は前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（修業開始日及び修了日の属する年の前年（その日が1月から7月までの場合には、前々年）の状況を証するもの）
 - (3) 市町村民税非課税世帯にあっては、その事実を証する書類（修了日の属する年度（その日が4月から7月までの場合は、前年度）の状況を証するもの）
 - (4) 修業していた養成機関の長が発行する修了を証明する書類

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

母子家庭高等技能訓練促進費等交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

先にあなたから提出のありました母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書に基づき審査したところ、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

決定番号

①養成機関名		
②交付に係る資格		
高等技能訓練促進費	③交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	④交付月額	円
入学支援修了一時金	⑤交付額	円

(注)

- 母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けるためには、養成機関から発行される在籍証明書を交付月（1月、4月、7月、10月）の前月の20日までに提出することが必要です。当該証明書の提出がない場合は、交付を停止する場合があります。
- 入学支援修了一時金の交付を受けるためには、入学支援修了一時金の交付決定を受けた後速やかに、母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書により入学支援一時金の請求をすることが必要です。
- 母子家庭の母でなくなったとき、本市から転出したとき、養成機関での修業をとりやめたときその他受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。

別記第3号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費不交付決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等不交付決定通知書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」に改める。

別記第4号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費交付請求書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」に改め、「の交付」の前に「・入学支援修了一時金」を加え、

「母子家庭高等技能訓練促進費」を「母子家庭高等技能訓練促進費等」に、

⑦交付対象となる月	年 月～ 年 月	⑧交 付 月	年 月
⑨交 付 請 求 額	円(月額 円× 箇月)		
添 付 書 類	在籍を証明する書類		

高等技能訓練促進費	⑦交付対象となる月	年 月～ 年 月	⑧交 付 月	年 月
	⑨交 付 請 求 額	円(月額 円× 箇月)		
入学支援修了一時金	⑩交 付 請 求 額	円		
添 付 書 類	在籍を証明する書類 修了を証明する書類 納税証明書等			

改める。

別記第5号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費受給資格喪失届」を「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪

失等届」に、「ので」を「・世帯の課税状況に変動があったので」に、

③理由が発生した日	
④課税状況の変動	ア 対象者の市町村民税の課税状況が変わったため。 イ 対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税状況が変わったため。

改める。

附 則

この告示は、平成20年5月16日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の規定は、同年4月1日以後に養成機関において受講を開始した者に係る高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金から適用する。

(平成20年5月16日揭示済)

奈良市告示第302号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年5月19日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市藤ノ木台四丁目6番20号
申請者氏名	株式会社 日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀
道路の位置	奈良市紀寺町1064番地の1の一部
道路の幅員	最大5.02m 最小5.02m
道路の延長	30.76m
指定年月日	平成20年5月19日
指定番号	第19024号

(平成20年5月19日揭示済)

奈良市告示第303号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年5月19日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市西城戸町1番地の4
申請者氏名	株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
道路の位置	奈良市南肘塚町112番地の一部
道路の幅員	最大4.02m 最小4.02m
道路の延長	38.86m
指定年月日	平成20年5月19日
指定番号	第19025号

(平成20年5月19日揭示済)

奈良市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年5月21日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成20年4月23日 奈良市指令都整開 第07A-60号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年5月21日 第1114号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市高畑町409番地並びに白毫寺町225番地の1の一部及び225番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市白毫寺町225番地

山地 千恵子

山地 徹

(平成20年5月21日揭示済)

奈良市告示第305号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成20年5月21日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

1号物件	奈良市芝辻町地内（市道中部第605号線上）
------	-----------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	ミツビシ	ミニカ	軽自動車	銀	奈良40を390	H42V-0203376

3 処分年月日

平成20年6月4日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成20年5月21日揭示済)

奈良市告示第306号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月21日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年5月21日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表
(平成20年5月21日揭示済)

奈良市告示第307号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年5月22日

奈良市長 藤原 昭

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の見出しを「(都市計画法による緑地の確保)」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(森林法による緑地の保全)

第10条の3 開発者は、開発区域に森林法（昭和26年法律第249号）による地域森林計画対象の民有林が1ヘクタールを超えている場合は、次の表の左欄に掲げる開発事業の目的に応じ、同表の右欄に掲げる割合により森林又は緑地の保全を図らなければならない。ただし、これ以外の目的の開発事業については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、同表に準じた割合としなければならない。

開発事業の目的	割合
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。
宿泊施設又はレジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率はおおむね40パーセント以上）とする。

工場又は事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上（緑地を含む。）とする。

備考

- 「残置森林率」とは、残置する森林の面積の開発区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 「森林率」とは、残置及び造成する森林の面積の開発区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 開発区域内に設置される公共公益施設に係る植生部分は、面積算定に含むことができる。

附 則

この告示は、平成20年5月22日から施行する。

(平成20年5月22日揭示済)

奈良市告示第308号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月23日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年5月23日
- 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年5月23日揭示済)

奈良市告示第309号

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱を次のように定める。

平成20年5月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市妊娠判定受診料公費負担事業実施要綱
(目的)

第1条 この要綱は、妊娠判定検査の受診に要する費用（以下「妊娠判定受診料」という。）の公費負担（以下「公費負担」という。）を行うことにより、妊娠に関する経済的負担を軽減して未受診妊婦の解消を図り、もって市民の妊娠についての正しい理解を深めるとともに、母体及び胎児の健康の保持及び推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 公費負担を受けることができる者（以下「対象者」

という。)は、市内に住所を有する女性及びその扶養義務者で、その属する世帯の構成員(妊娠判定検査を受診する本人及びその扶養義務者に限る。第5条において同じ。)の当該年度(当該年度の市町村民税が確定していない場合は、前年度。第5条において同じ。)の市町村民税が非課税であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている世帯に属する者は、対象者としな

(対象となる妊娠判定検査)

第3条 公費負担の対象となる妊娠判定検査は、妊娠判定に要する診察、尿検査及び超音波検査(超音波検査にあつては、医療機関が必要と判断して実施した場合に限る。)とする。

(公費負担の限度額等)

第4条 公費負担の額は、妊娠判定検査1回につき7,000円まで、1年度当たり2回を限度とする。

(公費負担の申請及び決定)

第5条 公費負担を受けようとする者は、妊娠判定受診料公費負担申請書(別記第1号様式)に、その属する世帯の構成員の当該年度の市町村民税が非課税であることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、その添付を省略することができる。

2 前項の申請は、妊娠判定検査の受診前に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、速やかにこれを審査して公費負担の可否を決定するものとし、公費負担を行うことを決定したときは、妊娠判定受診券(別記第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(公費負担の方法)

第6条 公費負担の決定を受けた者は、市の委託する奈良県内の医療機関(以下「委託医療機関」という。)に妊娠判定受診券を提出して妊娠判定検査を受診するものとする。

2 市長は、公費負担の決定を受けた者が前項の規定により妊娠判定検査を受診したときは、第4条に規定する額の限度において、その者が委託医療機関に支払うべき費用を委託医療機関に支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、公費負担の決定を受けた者は、委託医療機関における妊娠判定検査の受診が困難であるとき又は第5条第2項ただし書の規定により公費負担の申請前に妊娠判定検査を受診したときは、妊娠判定受診料請求書(別記第3号様式)により市長に妊娠判定検査に要した額(第4条に規定する額を限度とする。)の支払を請求することができる。

(情報提供、指導等)

第7条 市長は、1回目の妊娠判定検査によって妊娠が判

明しなかった場合に、同じ妊娠の兆候について2回目の申請をした対象者に対し、妊娠に関する情報提供、指導等を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、公費負担に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年5月23日から施行し、平成20年度予算に係る公費負担から適用する。

別記

第1号様式(第5条関係)

妊娠判定受診料公費負担申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者
住 所
氏 名
TEL

印

次のとおり妊娠判定受診料の公費負担を申請します。

また、対象者の属する世帯構成員の市民税課税状況について、市長が調査することに同意します。

対象者	氏 名		生年 月日	年 月 日 (歳)	
	住 所 *申請者と同一の場合は記載不要	〒			
	TEL	-	-		
	妊娠判定受診を希望する理由 *該当欄に○印又は()内に内容を記入してください。	1. 妊娠の兆候があるため (月経が止まった、つわりがある、基礎体温が高温等) 2. 一般用妊娠検査薬で陽性反応がでたため 3. その他()			
対象者の属する世帯の状況	世帯構成員名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考
		(世帯主)			
		対象者			

第2号様式(第5条関係)

妊娠判定受診券			
受診券番号	第 号	受診券 発行年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 TEL - -		
<p>上記対象者の妊娠判定検査を依頼します。</p> <p>検査項目等 ①問診及び診察 ②尿検査 ③超音波検査(医療機関の判断により実施)</p> <p>年 月 日 委託医療機関 様</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 印</p>			

妊娠判定受診料請求書	
金	円也
<p>但し、妊娠判定検査に要した費用として 請求金額は、下記の妊娠判定に関する検査に関し各医療機関が定める額とします。ただし、 上限額は7,000円とします。</p>	
受診日	年 月 日
検査項目等	() ①問診及び診察 () ②尿検査 () ③超音波検査(医療機関の判断により実施)
	(*実施項目に○印を記入してください。)
結 果	妊娠(週)・不明・その他()
	(*診断結果を記入してください。)
年 月 日	
	委託医療機関の 所在地 名 称 責任者 印
(あて先) 奈良市長	

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

妊娠判定受診料請求書

金 円也

ただし、妊娠判定受診に要した費用として

(注) 請求金額は、下記記載の妊娠判定に要した費用の額ですが、
7,000円を超える場合は、7,000円を上限とします。

(あて先) 奈良市長

住 所
氏 名 印

振込先

支 払 機 関 名		預 金 種 別	口 座 番 号																	
銀行	支店	普通・当座 (総合)																		
農協	店番	カナ(必ず記入)																		
信金		口座名義人																		

妊娠判定受診証明書

受診日 年 月 日

- 検査項目等 () ①問診及び診察
 () ②尿検査
 () ③超音波検査(医療機関の判断により実施)

(*実施項目に○印を記入してください。)

結 果 妊娠 (週) ・不明・その他 ()

(*診断結果を記入してください。)

妊娠判定に要した費用(上記①②③について本人から支払を受けた額)

金 _____ 円

上記のとおり証明します。

年 月 日

所 在 地

医療機関名

責任者名

印

(あて先) 奈良市長

(平成20年5月23日揭示済)

奈良市告示第310号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年5月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年5月27日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年5月27日揭示済)

奈良市告示第311号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成20年6月9日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成20年5月28日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池・防災
- (2) 事業の目的 ため池の堤体保護
- (3) 所在地及び現況 奈良市柏木町地内（柏木北池地区）張りブロック
- (4) 基本計画 制波工 L=230m、A=610㎡
- (5) 概算事業費 15,000,000円
- (6) 事業の効果 ため池の機能回復により、安全の確保が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成20年5月28日揭示済)

奈良市告示第312号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、

この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成20年6月9日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成20年5月28日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池
- (2) 事業の目的 ため池の堤体強化
- (3) 所在地及び現況 奈良市蘭生町地内（宮池地区）土堤体（一部張ブロック）
- (4) 基本計画 堤体工 L=65m
- (5) 概算事業費 5,000,000円
- (6) 事業の効果 ため池の機能回復により耕作地の利水及び安全の確保が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成20年5月28日揭示済)

奈良市告示第313号

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱を次のように定める。

平成20年5月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の団体のボランティアによる身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設の美化活動を支援するアダプトプログラム推進事業（以下「事業」という。）を実施することにより、緑あふれる美しいまちづくりを推進するとともに、市民の美化意識の向上及び地域コミュニティの再生を促進することを目的とする。

(対象団体)

第2条 事業の対象となる団体は、自治会、ボランティア団体、企業及びその他の団体で、第6条第1項に規定する合意書を締結したものとす。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体は、事業の対象としないものとする。

- (1) 団体の構成員のうち、市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学している者及び市内に存する事業所又は事務所に勤務する者の総数が、当該団体の構成員の過半数に満たない団体
- (2) 団体の名称に特定の公職の候補者の氏名、公職にある者の氏名又はこれらの者の通称名を冠する団体
- (3) 未成年者が事業に参加することについて、当該未成

- 年者の保護者の同意を得ていない団体
- (4) 未成年者を代表者とする団体
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする団体
- (6) 前各号に規定するもののほか、事業の趣旨に反する行為を行うおそれがあると市長が認める団体
(対象活動区域)

第3条 事業の対象となる活動区域（以下「活動区域」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が管理する道路又は河川で、おおむね100メートル以上の距離を有する区域
- (2) 市が管理する公園（街区公園を除く。）内のおおむね500平方メートル以上の面積を有する区域
- (3) その他市長が必要と認める区域
(対象美化活動)

第4条 事業の対象となる美化活動（以下「美化活動」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草
- (2) 活動区域内の花の植栽及び花壇の手入れ
- (3) 活動区域内の公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供
- (4) その他事業の目的の達成のために必要と認める美化活動

- 2 美化活動は、年に6回以上実施するものとする。
- 3 美化活動は、営利目的、政治目的、布教活動等事業の趣旨に反する目的を有するものでないものとする。

（参加の申込み）

第5条 事業に参加することを希望する団体は、奈良市アダプトプログラム推進事業参加申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に奈良市アダプトプログラム推進事業参加者名簿（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査するものとする。
(合意書の締結)

第6条 前条第2項の規定による審査により、申込書に記載された内容が適当と認められた団体（以下「活動団体」という。）は、市長と合意書（別記第3号様式）を締結するものとする。

- 2 活動団体は、合意書の内容を変更する必要があるときは、奈良市アダプトプログラム推進事業活動変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

別表（第7条関係）

清 掃 用 具

品名	支給基準	支給年度	支給内容
竹ぼうき	構成員6人当たり（6人未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。）	初年度	1本
ごみ袋	美化活動1回1人当たり	毎年度	1袋

3 活動団体は、市以外の団体が管理する公共施設を美化活動の対象とするときは、当該公共施設の管理者に事前に美化活動についての承諾を得るものとする。

（市の支援）

第7条 市長は、活動団体に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 年間の美化活動の延べ参加者数に150円を乗じて得た額に相当する美化活動支援費（20,000円を限度とする。）の交付
- (2) 美化活動に必要な別表に規定する清掃用具の支給
- (3) ボランティア活動保険の加入
- (4) ごみの回収
- (5) 活動区域内における活動団体の名称等当該団体が事業に参加している旨を記載したサインボードの設置（設置を希望する団体に限る。）
(活動報告等)

第8条 活動団体は、毎月5日までに、前月分の奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 活動団体は、毎年3月末日までに、当該年度分の奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動支援費交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。
(合意の解除)

第9条 活動団体は、第6条の規定により締結した合意の解除を希望するときは、奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動辞退届（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、第6条の規定により締結した合意を解除することができるものとする。

- (1) 活動団体の活動が合意書の内容と異なるとき。
- (2) 活動団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

（庶務）

第10条 事業についての庶務は、市民参画課において処理するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

軍手	構成員1人当たり	毎年度	1双
ごみはさみ	構成員1人当たり	初年度	1本
花の種	1団体当たり	毎年度	20袋

別記

第1号様式(第5条関係)

受付番号

奈良市アダプトプログラム推進事業参加申込書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり参加を申し込みます。

活動団体について		団体名	
		代表者名	Ⓜ
		住所・所在地	〒
		フリガナ氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
活動開始予定日		年 月 日	
活動回数		年 回 (裏面のとおり)	
活動内容		<input type="checkbox"/> 空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草 <input type="checkbox"/> 花の植栽及び花壇の手入れ <input type="checkbox"/> 公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供 <input type="checkbox"/> その他 ()	
参加人数		人 (別紙参加者名簿のとおり)	
活動区域		<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		(活動区域が分かる地図を添付し、ごみの集積場所に印をつけてください。)	
サインボードの設置		希望の有無	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
ボランティア保険の加入		表示名	
			<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

第2号様式 (第5条関係)

奈良市アダプトプログラム推進事業参加者名簿

活動を行う頻度及び時間(該当する項目にチェックをして、必要事項を記入してください。)

年 月 日

週 回 毎 曜日 時 分 ~ 時 分

月 回 毎 曜日 時 分 ~ 時 分

月 回 第1.2.3.4.5 曜日 時 分 ~ 時 分

月 回 第1.2.3.4.5 曜日 時 分 ~ 時 分

その他 () 時 分 ~ 時 分

団体名: _____

No.	氏名	住所	電話番号
代表者			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第3号様式 (第6条関係)

整理番号

奈良市アダプトプログラム推進事業についての合意書

(以下「甲」という。)と奈良市 (以下「乙」という。)とは、奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次の事項について合意し、それを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

団体名

代表者名

乙 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長

年 月 日

1. 活動開始予定日

2. 活動区域

3. 活動回数 年 回

No.	氏名	住 所	電話番号
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			

※ この名簿でボランティア活動保険の加入手続きを行いますので、漏れなく記入してください。

※ 保険の加入手続きに代表者の印鑑が必要ですので、必ずお持ちください。

※ 記入欄が不足する場合は、この用紙をコピーしてください。

※ 保険金請求の際に必要ですので、住所、電話番号も記入してください。

※ 団体の代表者を、名簿の先頭に記入してください。

別紙

奈良市アダプトプログラム推進事業事故発生報告書

4. 甲の活動内容
- (1) 活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草
 - (2) 活動区域内の花の植栽及び花壇の手入れ
 - (3) 活動区域内の公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供
 - (4) その他事業の目的の達成のために必要と認める美化活動

5. 乙の支援

- (1) 年間の美化活動の延べ参加者数に150円を乗じて得た額に相当する美化活動支援費 (20,000円を限度とする。) の交付
- (2) 美化活動に必要な清掃用具の支給
- (3) ボランティア活動保険の加入
- (4) ごみの回収
- (5) サイドボードの設置 (設置を希望する団体に限る。)

6. 活動中の事故等

- (1) 甲の活動中の事故及び第三者との紛議については、甲の責任において解決するものとする。
- (2) 甲は活動中に万一事故が起こったときは、速やかに乙に連絡するとともに、別紙奈良市アダプトプログラム推進事業事故発生報告書を提出するものとする。

7. 合意の解除

甲が合意の解除を申し出たとき、又は乙が甲の美化活動が適当でないと判断したときは、この合意を解除することができる。

8. その他の事項

この合意書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

(あて先) 奈良市

住所
団体名
代表者氏名

年 月 日

印

加入内容	ボランティア活動保険A
被保険者の氏名・住所	氏名 住所 (TEL)
事故発生時の状況	<input type="checkbox"/> 美化活動実施中 <input type="checkbox"/> 美化活動実施場所への往路(復路)の途上
事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
事故場所	
事故の原因・状況	
傷害部位・程度(傷害事故の場合)	
病院名(傷害事故の場合)	(TEL)
被害者氏名(賠償事故の場合)	(TEL)
被害の程度(賠償事故の場合)	
損害の程度(物損害の場合)	

第4号様式(第6条関係)
奈良市アダプトプログラム推進事業活動変更届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

団体の名称

奈良市アダプトプログラム推進事業について次のとおり変更したいので、奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

※ 変更箇所の□にレ点を付して当該事項を記入してください。

<input type="checkbox"/>	団体名	
<input type="checkbox"/>	代表者名	
<input type="checkbox"/>	住所・所在地	〒
		フリガナ
		氏名
		電話番号
<input type="checkbox"/>	連絡先	FAX番号
		E-mail
<input type="checkbox"/>	活動回数	年 回 (裏面にも記入してください。)
<input type="checkbox"/>	活動内容	<input type="checkbox"/> 空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集及び除草 <input type="checkbox"/> 花の植栽及び花壇の手入れ <input type="checkbox"/> 公共施設の損傷、不法投棄等の情報の提供 <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/>	参加人数又は参加者	人 (裏面にも記入してください。)
<input type="checkbox"/>	活動区域	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> その他 () <small>(活動区域が分かる地図を添付し、ごみの集積場所に印をつけてください。)</small>
<input type="checkbox"/>	サインボードの設置	<input type="checkbox"/> 希望の有無 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 表示名
<input type="checkbox"/>	ボランティア加入	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

変更前の参加者数		変更後の参加者数		人
新たに参加者として登録する方				
No.	氏名	住所	電話番号	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

参加者名簿から削除する方

No.	氏名	No.	氏名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

活動を行う頻度及び時間(該当する項目にチェックをして、必要事項を記入してください。)

週 回 毎 曜日 時 分 ~ 時 分
 週 回 毎 曜日 時 分 ~ 時 分
 月 回 第 1 . 2 . 3 . 4 . 5 曜日 時 分 ~ 時 分
 月 回 第 1 . 2 . 3 . 4 . 5 曜日 時 分 ~ 時 分
 その他 () 時 分 ~ 時 分

第6号様式 (第8条関係)

奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動支援費交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所

団体名

代表者氏名

㊟

年度の美化活動支援費について、奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第8条第2項の規定により次のとおり申請します。

年度活動延べ人数 (A)	人	
1人当たり交付額 (B)	150円	
美化活動支援費交付申請額 (A×B)	円 (限度額 2万円)	
美化活動支援費 振込先口座	金融機関名	
	本支店名	本店 支店・出張所
	預金の種別	普通 当座
	フリガナ 名 義 口座番号	

第7号様式 (第9条関係)

奈良市アダプトプログラム推進事業美化活動辞退届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所

団体名

代表者氏名

㊟

年 月 日付けで、合意を取り交わした次のアダプトプログラムの活動を辞退したいので、奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 活動区域

2. 合意を解除したい期日

年 月 日

3. 合意を解除する理由

(平成20年 5月30日揭示済)

奈良市告示第314号

平成20年 5月30日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成20年 5月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成20年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成20年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成20年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 37,232	千円 625,386	千円 662,618
	1 雑入	37,232	625,386	662,618
歳入合計		50,000	625,386	675,386

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 625,386	千円 625,386
	1 繰上充用金	-	625,386	625,386
歳出合計		50,000	625,386	675,386

平成20年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成20年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ960,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国民健康保険料		千円 9,483,822	千円 960,000	千円 10,443,822
	2 国民健康保険料	9,483,822	960,000	10,443,822
歳入合計		32,426,000	960,000	33,386,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰上充用金		千円 -	千円 960,000	千円 960,000
	1 繰上充用金	-	960,000	960,000

4 平成20年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ625,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ675,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,386,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出合計	32,426,000	960,000	33,386,000
------	------------	---------	------------

(註) 「第11款 予備費」を「第12款 予備費」に改める。

平成20年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第1号)

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,474,180千円とする。

平成20年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ304,180

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金 交付金		千円 1,771,710	千円 109,204	千円 1,880,914
	1 支払基金 交付金	1,771,710	109,204	1,880,914
2 国庫支出金		920,232	194,976	1,115,208
	1 国庫負担金	920,232	194,976	1,115,208
歳入合計		3,170,000	304,180	3,474,180

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 304,180	千円 304,180
	1 繰上充用金	-	304,180	304,180
歳出合計		3,170,000	304,180	3,474,180

平成20年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算(第1号)

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,089千円とする。

平成20年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ107,889

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び 手数料		千円 90,000	千円 107,889	千円 197,889
	1 使用料	90,000	107,889	197,889
歳入合計		90,200	107,889	198,089

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 107,889	千円 107,889
	1 繰上充用金	-	107,889	107,889
歳出合計		90,200	107,889	198,089

(平成20年 5月30日揭示済)

奈良市告示第315号

平成20年奈良市告示第221号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成20年 5月30日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成20年 5月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成20年 5月30日

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中和田 守

同 幾田 邦夫

同 高杉 美根子

奈 総 財 第111号

平成20年 5月19日

奈良市監査委員 吉田 肇 様

同 中和田 守 様

同 幾田 邦夫 様

同 高杉 美根子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

平成16年 3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

別紙

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

2 奈良市土地開発公社について

(6) 長期保有土地について

【監査結果の要旨】

② JR奈良駅付近連続立体交差事業(都市計画課)

(ア) 事業計画の見直し

土地が不要になることが判明した平成5年度以降利用方法は検討されているが具体化しておらず事実上放置された状態であり、事業計画の見直しを早期に図る必要がある

【措置の内容】

(ア) 平成19年度に事業計画見直しのため、土地利用が可能な施設を検討し、地元消防団分団の消防ポンプ格納庫及び詰所として活用することとなり、

消防事業用地として事業計画の変更を行いました。よって消防局において平成20年度予算にて土地開発公社より買い取る予定となっております。

【監査結果の要旨】

⑥ 史跡文化センター駐車場事業(土地開発公社)(福祉総務課)

(ウ) 賃借料の請求

社会福祉協議会の使用に関しては、事業の目的替えと買戻しが必要であることはもちろんであるが少なくとも賃借料を徴収する必要がある。

【措置の内容】

(ウ) 平成20年度から社会福祉協議会に、土地の使用許可を与えて、賃借料を徴収することにいたしました。

奈 水 第 517号

平成20年 5月19日

奈良市監査委員 吉田 肇 様

同 中和田 守 様

同 幾田 邦夫 様

同 高杉 美根子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

平成16年 3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

別紙

水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について

1 奈良市一般会計と奈良市水道局の退職手当の負担割合

【監査結果の要旨】

奈良市と奈良市水道局間では相互に職員の異動があり、この職員の退職手当については、退職時に所属していた部局で退職手当全額を負担することになっている。しかし、この負担方法によると、独立採算の原則が適用されている奈良市水道局の財務状況を正しく把握することができない。

退職手当費用を正しく把握し、負担するために、職員の異動の際には各職員の所属期間に応じた退職給与引当金相当額を異動先に支払う仕組みを整備し、運用することが有用である。

【措置の内容】

退職金の負担割合について、平成16年 5月に、「市と水道局を相互異動した職員の退職手当を相互の勤務年数に応じ負担割合を決定し、それぞれが負担することについて協議をお願いする」という内容の文書を奈良市長あてに提出し、市の関係課と調整した結果、実施に向けて具体的な方法を検討することとなり、既に負担割合を実施している他都市の内容を参考に互いの

会計処理上の取扱いなどの問題点について協議を進めました。

協議の結果、平成19年8月に、「該当職員への退職手当金の支払は退職時に在籍する所属が行う。負担割合は、勤務した月数に応じて負担金として、互いに支払う。実施時期は、平成20年度退職者から行う」ものとして財政担当者を交え確認しました。また、併せて市と水道局の間で実施について覚書を交わすこととしました。その後、関連する収入及び支出を平成20年度予算案に計上し、3月市議会において予算案が可決されたことを受けて、任命権者名で覚書を締結し、平成20年度から実施することとなりました。(総務課)

(平成20年5月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第12号

包括外部監査の意見に対して措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成20年5月30日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 高杉 美根子
奈総財第112号
平成20年5月19日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 高杉 美根子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について(通知)

平成16年3月24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成15年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

別紙

- 奈良市土地開発公社について
- 8 帳簿価額と実勢価額との乖離(保健総務課)

【意見の要旨】

土地開発公社で先行取得した土地の事業用地としての使用が遅れていることにより、多額の利息が発生している。

【措置の内容】

当該土地は、保健所等複合施設建設事業用地として、平成20年3月に買戻しましたので、平成20年度から建設に着手します。

奈総財第113号
平成20年5月19日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 高杉 美根子 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の意見に対する措置状況について(通知)

平成17年3月28日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成16年度包括外部監査の結果報告書」の意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

別紙

補助金等に関する事務執行状況について

26 政務調査費(議会事務局)

【意見の要旨】

④ 市の管理体制の強化

市として、収支報告書の内容を十分に把握していなかったことから、現在の市の管理体制を見直す必要があると考える。

また、補助金受給団体の適正な使途状況等を第三者に対して説明する責任があり、議会会派に対する政務調査でもこの責任は同様に存在すると考える。

政治家には、通常以上の高い倫理観が求められ、こうした点からも、よりいっそう議員としての高い見識と倫理観に基づいた制度の運用が必要であるのと同時に、市側の管理体制も強化する必要があると考える。

【措置の内容】

政務調査費の透明性の確保を図るため、平成20年4月1日以降に交付する政務調査費について、条例等の所要の改正を行ない、収支報告書に領収書等の写しの添付を義務づけることとされた。このことから、市の管理体制の強化を図ることとなった。

(平成20年5月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第19号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年5月19日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
伊藤工業	伊藤 健一	奈良市油阪町434番地	平成20年5月14日

(平成20年5月19日揭示済)

奈良市水道局告示第20号

奈良市水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

奈良水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年 5月19日

奈良水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
野村設備	代表者 野村 広志	奈良市南京終町一丁目183-18	平成20年 5月14日

(平成20年 5月19日揭示済)

奈良市水道局告示第21号

奈良水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年 5月26日

奈良水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 モリテック	代表取締役 森 緑	大阪府大阪市淀川区 木川東二丁目8番29号	平成20年 5月21日
上松設備	代表者 上松 幸一	奈良県吉野郡下市町 下市3046番地の10	平成20年 5月22日

(平成20年 5月26日揭示済)

奈良市水道局告示第22号

奈良水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年 5月29日

奈良水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
林設備商会	代表者 林 喜久代	奈良市古市町1191-1-10-37	平成20年 5月23日

(平成20年 5月29日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成20年 5月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定に

より告示します。

平成20年 5月20日

奈良市農業委員会
農政部会長 井岡 勳

- 日時
平成20年 5月28日（水） 午後2時00分から
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟 5階 第21会議室
- 報告
(1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について
- 議題
(1) 平成21年度農業施策に関する要望書（案）について
(2) 第46号なら農業委員会だよりの編集について
- その他

(平成20年 5月20日揭示済)

正 誤

平成20年 7月23日付け奈良市公報号外第17号

ページ	段	行	誤	正
26	右	18	留辺茂薬町	留辺薬町

平成20年 7月31日付け奈良市公報号外第18号

ページ	段	行	誤	正
13	右	10	平成20年 4月24日	平成20年 4月25日

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。